高知県史編さん編集委員会設置要綱

（目的）

第１条　高知県史の編さんを円滑かつ効果的に推進するため、高知県史編さん編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

　（１）高知県史の編集に関すること。

　（２）歴史資料の調査に関すること。

　（３）広報啓発及び人材育成に関すること。

　（４）高知県史編さん専門部会（以下「専門部会」という。）の各部会間の調整に

　　　関すること。

　（５）その他高知県史の編さんにおける必要事項に関すること。

（組織）

第３条　編集委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

２　委員長は、高知県史監修者をもって充て、編集委員会を代表し、その事務を統括する。

３　副委員長は、委員の中から互選し、委員長を補佐し、委員長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。

４　委員は、専門部会の各部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

５　各時代、分野に関する専門事項を所掌するため、別に高知県史編さん専門部会を設置する。

（任期）

第４条　委員長、副委員長及び委員の任期は、５年とする。ただし、この要綱により初回に委嘱された委員の任期は、委嘱の日から令和８年３月31日までとする。

２　任期の途中で委員が辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会議）

第５条　編集委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

３　委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

４　委員は、委員会の当日までに委員長に委任状を提出することにより、代理の者を会議に出席させることができる。

（事務局）

第６条　編集委員会の庶務を処理するため、文化生活スポーツ部歴史文化財課に事務局を置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、編集委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１１月８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。